

延岡市スポーツ少年団指導者協議会規約

(総則)

第1条 この規約は、延岡市スポーツ少年団本部規約第3条に基づき、延岡市スポーツ少年団指導者協議会（以下「本会」という。）に関することを定める。

(目的)

第2条 本会は、延岡市スポーツ少年団登録指導者（以下「登録指導者」という。）相互の連帯と、資質・指導力の向上並びに指導活動の促進方策について協議し、これに必要な活動を展開することを目的とする。

(事業)

第3条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 指導者の研修及び資質向上に関すること
- (2) 指導者の交流と情報交換、広報活動に関すること
- (3) 県本部や市スポーツ少年団の事業の推進と協力に関すること
- (4) その他目的達成に必要な事業

(構成)

第4条 本会は、幹事で構成する。

2 幹事は競技区分ごとの登録指導者から構成される延岡市スポーツ少年団本部委員が兼任する。

(任期)

第5条 幹事の任期は、1年とする。ただし再任を妨げない。

2 幹事の欠員により推薦された幹事の任期は、前任者の残任期間とする。

(役員)

第6条 本会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 2名

(役員を選任)

第7条 会長は、延岡市スポーツ少年団本部長をあて、副会長は、同じく副本部長をあてる。

(役員職務)

第8条 会長は、本会を代表し会務を総理する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代行する。

(会議)

第9条 本会は、会長が招集し、会長が議長を務める。

2 本会は、構成員の2分の1以上の出席をもって成立する。

ただし、当該議事につき書面をもってあらかじめ意思を表示したものは、出席者とみなす。

3 本会の議事は、出席幹事の2分の1以上をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(規約の変更)

第10条 この規約は、本会の決議によって変更することができる。

附則 この規約は、平成28年10月1日から施行する。

この規約は、令和3年11月17日から一部改訂して施行する。